外用薬	規格単位
（く）	
クロロマイセチンサクシネート	1ｇ1瓶（溶解液付）
（け）	
注射用硫酸アミカシン「㈱」100mg	100mg1瓶
注射用硫酸アミカシン「㈱」200mg	200mg1瓶
（こ）	
ヘキサブリックス320	53.33%20mL1瓶
ヘキサブリックス320	53.33%50mL1瓶
ヘキサブリックス320	53.33%100mL1瓶
（さ）	
マグネスコープシリンジ	37.695%10mL1筒
マグネスコープシリンジ	37.695%15mL1筒
マグネスコープシリンジ	37.695%20mL1筒
（し）	
リピオドールウルトラフルイド	10mL1管
㊒ 硫酸アミカシン注射液「㈱」100mg	100mg1管
㊒ 硫酸アミカシン注射液「㈱」200mg	200mg1管
（す）	
アニルーメS坐剤200	200mg1個
アニルーメ坐剤小児用50mg	50mg1個
アニルーメ坐剤小児用100mg	100mg1個

○国土交通省告示第六百七十六号

自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十三年度自動車等安全性能評価実施要領を次のように定める。

平成二十三年六月二十四日　国土交通大臣　大畠　章宏

平成二十三年度自動車等安全性能評価実施要領

（この告示の趣旨）

第一条　この告示は、平成二十三年度における自動車及び年少者用補助乗車装置（以下「自動車等」という。）の安全性能に関する評価を実施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条　この告示の用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一　「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログラム以下の者をいう。

二　「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。

イ　主として乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、自動車の進行方向に対して横向きに乳児を拘束又は定置する装置（以下「乳児用ベッド」という。）

ロ　主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド（正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド及び補助シート（幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であって、シートクッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト並びに年少者用ベルト及び補助シートのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置（以下「幼児用シート」という。）

三　「後ろ向き」とは、自動車の進行方向に対して逆方向の向きをいう。

四　「前向き」とは、自動車の進行方向に対して同方向の向きをいう。

五　「ダミー」とは、第三条第一項の規定により評価の対象として選定された自動車（以下「試験自動車」という。）又は同条第二項の規定により評価の対象として選定された年少者用補助乗車装置に搭載する人体模型をいう。

六　「バリヤ」とは、試験自動車を衝突させる壁面をいう。

七　「ＨＩＣ」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験及びオフセット前面衝突安全性能試験にあってはダミーの頭部において計測された加速度を、歩行者頭部保護性能試験にあっては頭部インパクタにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

八　「頸部の引張荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる上下方向の荷重をいう。

九　「頸部のせん断荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる前後方向及び左右方向の荷重をいう。

十　「頸部のモーメント」とは、ダミーの首の部分に発生するモーメントをいう。

十一　「合成加速度」とは、ダミーの頭部又は胸部において計測された前後方向、左右方向及び上下方向の加速度を用いて計算される加速度をいう。

十二　「胸部変位」とは、ダミーの胸部に生ずる最大変位をいう。

十三　「大腿部荷重」とは、ダミーの左右それぞれの大腿骨に相当する部分に加わる大腿骨の軸方向の荷重をいう。

十四　「脛骨指数」とは、ダミーの脛部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

十五　「かじ取りハンドル変位」とは、かじ取りハンドルの取付部に生ずる後方及び上方への変位をいう。

十六　「ブレーキペダル変位」とは、ブレーキペダルに生ずる後方及び上方への変位をいう。

十七　「開扉性」とは、衝突安全性能試験後における、当該試験自動車の扉が容易に開くか否かの程度をいう。

十八　「救出性」とは、衝突安全性能試験後における、試験自動車からダミーを容易に取り出せるか否かの程度をいう。

十九　「バリヤフェイス」とは、バリヤに取り付ける衝撃吸収材及び試験自動車に衝突させる台車の衝突面に取り付ける衝撃吸収材をいう。

二十　「ＨＰＣ」とは、側面衝突安全性能試験における、ダミーの頭部において計測された加速度を用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二十一　「腹部荷重」とは、ダミーの腹部（側面衝突時にあっては、当該衝突した側の腹部）に加わる荷重をいう。

二十二　「恥骨荷重」とは、ダミーの骨盤の恥骨結合部に加わる荷重をいう。

二十三　「サイドカーテンエアバッグ」とは、自動車が側面衝突による衝撃を受けた場合において、主に車体のＡピラーから屋根に沿ってＣピラー付近まで展開することにより乗員頭部を保護するために装備された装置をいう。

二十四　「ＮＩＣ」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験において、ダミーにおいて計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。